# 令和5年度

# 匝瑳市地域農業経営基盤強化促進計画等策定検討会 (第2回)資料

(旧:匝瑳市人・農地プラン策定検討会)

# 協議事項1 匝瑳市地域計画の進捗状況等の報告について

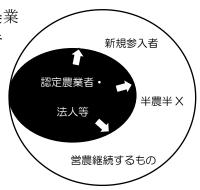
## (1)地域計画について

地域計画とは、高齢化や後継者の不在による担い手の減少、耕作放棄地の増加といった、農村地域における喫緊の課題に対して、地域の話合いを中核として、将来にわたる農地利用の姿を明確化するもの。

# 【課題】

人・農地プランにおいて担い手とされてきた、認定農業者中心の「中心経営体」から営農を継続する農業者や半農半Xを含む、「農業を担う者」へ担い手を拡大して計画に位置づける。

地域計画策定後の農地貸借等は、原則として「農業を担う者」であることが必要であるため、幅広く、農業者の意向を集めることが重要。



#### (2) 地域計画策定に向けた進め方及び工程

新	アンケート実施。中心経営体から農業を担う者へリストを拡大。
1	協議の場の設置、協議結果の取りまとめ・公表
2	目標地図(素案)作成 ※農業委員会が作成
3	地域計画(案)作成後、地区単位での説明会及び関係機関への意見聴取
4	意見を反映させた地域計画(案)を策定検討会で協議し、市に報告
5	地域計画の策定・公告

# (3) 現状の進捗状況について

新	アンケートに係る費用を令和6年度当初予算要求済み。	
1	椿海地区2回実施(2月中に公表予定) 吉田地区2回実施 担い手が所属する保全会や生産者部会等による。	
2	目標地図(素案) 令和5年度は基盤整備事業実施地区における担い手への農地利用図と基礎 資料として作成。アンケート実施後に水土里ネットに業務委託。	
3	椿海地区説明会を実施。	
4	3月に椿海地区の計画を検討会で協議予定。	
5	令和5年度は、12地区中、椿海地区のみ計画の策定・公告予定。	

# 協議事項2 椿海地区における地域計画の策定について

## (1) 椿海地区の進捗状況について

椿海地区については、千葉県により、地域計画の重点サポート地区に指定されており、令和5年度中に地域計画を策定する。

同地区では、基盤整備事業における担い手等に関する計画が既に成立しており、 これまで話合いが進められてきたことから、地域計画に位置づける「農業を担う 者」は、現状の中心経営体とする。

目標地図(素案)は、基盤整備事業内の計画の中で予定されている農地利用図を 基礎として作成予定である。

地域計画の工程の1つである「協議の場」は、以下の2回にわたり実施。協議結果は、今月中に公表予定である。

- ・令和5年10月23日 春海・椿海・豊和地区環境保全会
- · 令和 5 年 1 2 月 1 2 日 匝瑳市飼料用米推進協議会生産者部会

なお、令和6年度には、同年度内に実施予定のアンケート結果を基に計画に反映 (更新)予定である。

# (2) 今後のスケジュール

2月中旬	目標地図(素案)が農業委員会より市に提出される。
2月21日(水)	椿海地区説明会
3月上旬	関係機関への意見聴取 (JA、土地改良区、中間管理機構等)
3月中旬	本検討会による協議
3月31日予定	公告・縦覧 (2週間)

#### (3) 地域計画策定後の農地の貸借及び売買について

地域計画が策定されると、当該地区での農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画」は廃止されます。

地域計画が策定された地区内農地の権利設定は、目標地図に沿って行われます。 具体的には、目標地図に「農業を担う者」として位置づけられた農業者が、農地中間管理機構をとおした「農用地利用集積等促進計画」に基づく方法と農地法3条による許可のみとなります。

※目標地図に掲載されただけでは権利設定はなされません。